

【きょうしんキャッシュカード規定】

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用により現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（預金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金（以下これを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③ 当組合および支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ その他当組合の所定の取引をする場合。
- ⑤ 法人カードの場合は預入提携先、支払提携先および振込提携先での使用はできません。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。

- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの振込について当組合が本人からの当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と第5条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

5. (自動機利用手数料)

- (1) 振込機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用して預金の払戻し時には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座から払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻し)

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しをする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、このカードの規定を適用します。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限

り、当組合本支店窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (3) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金を払戻することができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を届出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

8. (カードによる預入れ・払戻し等の記帳記入)

カードにより預入れした金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機および振込機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行ないます。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないうやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんの責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序に混乱に乗じまたこれに付随してカードが盗難にあった場合

1 2. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

1 3. (カード再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

1 4. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

1 5. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだいに直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の掲示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

1 6. (カード所有権、譲渡・買入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当組合に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとしません。
- (2) カードは他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用することはできません。

1 7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

以 上

【きょうしん法人カード規定】

きょうしん法人カード（以下「カード」という）を使用する場合は、上記「きょうしんキャッシュカード規定」（第10条および第11条は除く）によるほか、次により取扱います。

1. カードは、届出の代表者または代理人（1名に限ります）が使用、カードおよびカードで使用する暗証番号は、使用者が責任を持って管理してください。カードの使用・暗証番号の管理上の過失・偽造・盗用・不正使用その他の事故により生じた損害については、当組合は責任を負いません。
2. 代理人を変更する場合、または社名（団体名）を変更する場合は、当組合所定の手続によりカードを再発行します。変更前のカードは当組合に返却して下さい。

以 上

平成18年2月6日制定

【ICキャッシュカード特約】

1.（特約の適用範囲等）

- （1）この特約は、ICキャッシュカード（磁器ストライプによるキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICチップを搭載し、ICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下かかる機能を総称して「ICチップ機能」といいます）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- （2）この特約は、当組合が定めるきょうしんキャッシュカード規定（以下[カード規定]といいますが）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはカード規定が適用されるものとします。
- （3）この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカード規定に従います。

2.（ICチップ提供機能の利用範囲）

- （1）ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な支払機、預金機、振込機その他の端末（以下「ICキャッシュカード対応機」といいます。）を利用する場合に提供されます。
- （2）カード規定第1条に定める支払提携先、預入提携先、カード振込定期先のうち、一部の支払提携先、預入提携先、カード振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードが利用できない支払機、預金機、振込機を設置している場合があります。この場合、当該支払機、預金機、振込機ではカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。
- （3）ICキャッシュカード対応機でない支払機、預金機、振込機その他の端末を使用する場合は、磁器ストライプによるキャッシュカードとして利用することができま

す。

3. (振込カード機能)

- (1) 当組合のICキャッシュカード対応機を使用して振込の依頼をした場合、ICキャッシュカード対応機の画面表示等の操作手順に従って必要な操作を行うことにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先および依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます）を当組合所定の件数を限度として登録し、次回以降の振込に利用することができます。
- (2) 振込情報には、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、依頼人の電話番号等の情報が含まれます。
- (3) ICチップ内に登録された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行する場合、新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。
- (4) ICチップ内に登録された振込情報は、代理人カードが発行されている預金口座の場合、本人カードと代理人カードの間では共有されません。

4. (ICキャッシュカード対応機の故障時の取扱)

- (1) ICキャッシュカード対応機の故障時には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合損害が生じても、当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項において、預金の払戻し、預入れおよび振込の依頼を行う場合は、カード規定7条の定めにより取扱います。

5. (ICチップ読取不能時の取扱等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップに登録された情報を読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能は利用できません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にICキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応機においてICチップに登録された情報を読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) ICチップ内に登録された情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行する場合、新しいICキャッシュカードには当該情報は引き継がれません。

6. (特約の変更等)

この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の自由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以 上

平成21年2月10日制定